

〇〇〇〇株式会社 定款

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、〇〇〇〇株式会社と称する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

-
- 前各号に附帯する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を〇〇都道府県〇〇市区町村〇〇に置く。

第4条（公告の方法）

当会社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、 株とする。

第6条（株式の譲渡制限）

当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

第7条（株券の不発行）

当会社の株式については、株券を発行しない。

第3章 株主総会

第8条（招集）

当会社の定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内に、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第9条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

第10条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第4章 取締役

第11条（取締役の員数）

当会社の取締役は 名以上とする。

第12条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

第13条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第14条（代表取締役）

当会社に取り締役を2名以上置くときは、取締役の互選によって代表取締役1名を定めることができる。

第5章 計算

第15条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 月 日から翌年 月 日までの年1期とする。

第16条（剰余金の配当）

当会社は、株主総会の決議によって、株主に対し剰余金の配当を行うことができる。

第6章 附則

第17条（設立に際して出資される財産の価額又はその最低額）

当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金 万円とする。

第18条（成立後の資本金の額）

当会社の成立後の資本金の額は、金 万円とする。

第19条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から 年 月 日までとする。

第20条（設立時取締役）

当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

第21条（発起人の氏名及び住所、設立に際して割り当てを受ける株式数並びに払込金額）

発起人

住所

設立に際して割り当てを受ける株式数 株

払込金額 金 万円

第22条（定款に定めのない事項）

この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、〇〇〇〇株式会社設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

令和 年 月 日

発起人

印

別紙：定款作成・認証ガイド

1. 定款の絶対的記載事項（会社法 27 条）

会社法第 27 条は、株式会社の定款に必ず記載しなければならない 5 つの事項（絶対的記載事項）を定めています：①目的、②商号、③本店の所在地、④設立に際して出資される財産の価額又はその最低額、⑤発起人の氏名又は名称及び住所。これらが欠けると定款としての効力を持ちません（e-Gov 法令 API v2 で条文本文を確認）。

2. 定款の作成方法（会社法 26 条）

会社法第 26 条により、株式会社を設立するには発起人が定款を作成し、その全員が署名又は記名押印しなければなりません。定款は電磁的記録（電子定款）で作成することもできます。

3. 公証人の認証が必須

株式会社の定款は、公証人の認証を受けなければ効力を生じません。作成した定款を、本店所在地を管轄する法務局に所属する公証役場へ持参（または電子定款はオンラインで）し、認証を受ける必要があります。認証手数料は公証人手数料令 35 条 1 項により、資本金 100 万円未満は 3 万円、100 万円以上 300 万円未満は 4 万円、300 万円以上は 5 万円です。ただし資本金 100 万円未満で、(1)発起人が全員自然人かつ 3 人以下 (2)発起人が設立時発行株式の全部を引き受ける (3)取締役会を置かない、の 3 つをすべて満たす場合は 1 万 5 千円になります。本テンプレートは取締役会非設置の構成なので、この 1 万 5 千円に当てはまるケースが多いはずです。電子定款であれば印紙税 4 万円が不要になります（e-Gov 法令 API v2 で 2026-09-24 確認）。

4. 取締役会を置かない小規模会社向けの構成

本テンプレートは、取締役会を設置しない小規模な株式会社（取締役 1 名から設立可能）を想定した構成です。取締役会を設置する場合や、株式の譲渡制限をしない公開会社にする場合は、条文の追加・修正が必要です。

5. 提出先・関連手続き

認証を受けた定款は、資本金の払い込み証明書等とあわせて法務局へ設立登記を申請する際に添付します。設立後は、税務署へ「法人設立届出書」「青色申告の承認申請書（法人）」等の提出も必要になります。

本書は一般的な情報提供を目的とするテンプレートです。法的助言を構成するものではありません。

定款は公証人の認証を受けなければ効力を生じません（株式会社の場合）。作成後は必ず公証役場にご確認ください。